

令和元年度情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

—信頼される区政と個人情報の保護を推進しています—

情報公開制度

区が保有している情報（個人に関する情報などを除く）を区民の方の請求に応じて公開しています。区の情報は区民との共有財産であり、有効に活用されることは、積極的な区政参加につながります。情報公開は、公正で開かれた、信頼される区政を推進するための制度です。

情報公開請求 76件
請求に対する決定 公開26件、部分公開40件、非公開1件、情報不存在5件、取り下げ4件、却下0件

個人情報保護制度

区民のプライバシーを守るため、区が保有している個人情報について適正な取り扱いのルールを定めています。また、自分に関する個人情報（以下「自己情報」）の開示や訂正などを請求する権利を保障しています。区民の基本的な権利を守り、一層信頼される区政を推進するための制度です。

●業務の登録状況 区が行う個人情報を取り扱う業務については、個々に業務の目的や個人情報の項目などを明らかにし、個人情報登録簿に登録します。**業務登録件数** 383件

●目的外利用と外部提供の状況 目的外利用とは、ある業務で収集した個人情報を、業務の目的の範囲を超えて他の業務で利用することです。外部提供とは、区が管理している個人情報を区の機関以外に提供することです。

目的外利用や外部提供を行うことができる場合
 ①本人の同意があるとき ②法令等に定めがあるとき ③区民の生命や身体などに対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき ④台東区情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」）の意見を聴いて必要と認めるとき

目的外利用件数210件 外部提供件数327件

●自己情報の開示等の請求状況

自己情報の開示等請求（住民票の写しの交付申請書など） 75件 **請求に対する決定** 開示46件、部分開示15件、非開示1件、不承諾1件、情報不存在10件、取り下げ2件

●電子計算組織による個人情報の処理状況

(表1) 個人情報保護制度では、特に慎重な取り扱いを要する、思想、信条、宗教などに関する個人情報については、電子計算組織への記録を禁止しています。また、新たな個人情報を電子計算組織に記録するときや、区と区以外の電子計算組織を回線で結合するときは、法令に定めがある場合を除き、運営審議会の意見を聴くこととしています。

●台東区情報公開及び個人情報保護制度運営審議会

(表2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営のために設置される機関です。区長の附属機関として、諮問に基づき、重要事項の審議を行います。学識経験者及び区民等で構成され、令和元年度は1回開催されました。

問合せ 情報公開・個人情報保護制度については、総務課文書係 **TEL** (5246) 1055
 電子計算組織の記録項目等については、情報システム課 **TEL** (5246) 1031 または各担当課へ

区政情報コーナーをご利用ください

情報公開制度、個人情報保護制度に関する相談・請求の受付、区政全般の情報提供の案内・受付、区政資料の閲覧、区の刊行物等の販売、区政資料の複写サービスなどを行っています。令和元年度は、1年間で約7,900人の方の利用がありました。

問合せ 区政情報コーナー（区役所3階②番）
TEL (5246) 1056

表1 基幹系業務システムにより処理する項目 令和2年3月31日現在

業務	記録項目
住民記録	住所、氏名、生年月日、続柄、住民票コード、個人番号、本籍、その他住民記録関連項目、外国人固有項目、児童手当等関連項目、選挙関連項目、印鑑登録関連項目、国民年金関連項目、国民健康保険関連項目、後期高齢者医療制度関連項目、介護保険関連項目
税務	〈特別区民税・都民税〉課税番号、所得金額、年税額、1月1日現在の住所・氏名、特別徴収義務者関連項目、口座関連項目、収納記録、その他特別区民税・都民税関連項目 〈軽自動車税〉整理番号、住所、氏名（名称）、標識番号等車両に関する項目、税額、収納記録、その他軽自動車税関連項目
国民健康保険	記号番号、取得年月日、喪失年月日、その他資格関連項目 保険料額、賦課資料、その他賦課関連項目 レセプト番号、診療機関、医療機関コード、その他給付関連項目 収納記録、口座関連項目、その他収納関連項目
後期高齢者医療制度	被保険者番号、取得年月日、適用年月日、その他資格関連項目 保険料額、賦課資料、その他保険料賦課関連項目 収納記録、口座関連項目、その他収納関連項目 葬祭費支給記録、その他給付関連項目
国民年金	基礎年金番号、資格関連項目、免除関連項目、その他国民年金関連項目

※小型電子計算組織により処理する項目は省略して掲載しています。

表2 運営審議会への諮問事項

所管課	件名	内容
会計課	口座振込の伝送化に伴う電子計算組織の回線結合について	区民等への支払い手続きにおける振込データ提供のため、指定金融機関の電子計算組織との回線結合を行う。
指導課	登下校時刻等通知システムの導入に伴う個人情報の電子計算組織への記録及び電子計算組織の回線結合について	保護者に対し、児童の登下校時刻および学校からの連絡事項をメールで送信するため、「登下校時刻等通知システム」を導入し、個人情報を登録する。また、事業者のサーバーを介して保護者の電子計算組織との回線結合を行う。

福祉 (高齢・障害等)

「声の広報」を貸出します

毎月2回、5日と20日に発行している区の広報「たいとう」の内容を録音した、「声の広報」(カセットテープ版・デジタル版)を作製し、郵送で貸出しています。

対象 区内在住の視覚障害のある方
申込み・問合せ 広報課(区役所3階⑧番)
TEL (5246) 1021

高齢者マッソーラサービス利用券の新規申込みを受け付けます

1枚につき1千円の負担で、マッソーラ(30分程度)・はり・きゅう、いずれかの施術を受けられる利用券を配布します。

対象 令和2年9月15日現在、区内在住の73歳以上(昭和22年9月15日以前生まれ)の方
 ※特別養護老人ホームの入所者は除く

配布枚数 1人年間2枚
配付時期・方法 8月下旬頃郵送
利用期間 9月1日(火)～令和3年3月31日(水)
利用場所 台東区三療師連合会に所属する利用券取扱場所
申込方法 昨年度「高齢者マッソーラサービス利用券」を受け取った方

申込みの必要はありません。
初めて申込みの方(次のいずれかの方法で申込み)
 ①下記問合せ先で申込み
 ②申請用はがき(区民事務所・同分室、地区センター、老人福祉センター・老人福祉館、地域包括支援センター、台東区三療師

連合会に所属する利用券取扱場所(7月1日(水)から配布)に記入し、63円切手を貼って、左記問合せ先へ郵送
申込期間 7月1日(水)～31日(金) (消印有効)

※申込期間終了後は、9月1日(火)から左記問合せ先で受付
問合せ 高齢福祉課(区役所2階⑥番)
TEL (5246) 1222

住宅 まちづくり

都市計画の原案への公述申出と公聴会のお知らせ

計画案 ①都市計画区域の整備開発及び保全の方針 ②都市再開発の方針
計画区域 ①特別区、市、瑞穂町、日の出町、大島町、八丈町、三宅村、神津島村、新島村および小笠原村 ②特別区、市(昭島市、清瀬市、羽村市、稲城市およびあきる野市を除く)
公述申出対象者 区域内に在住か計画案に利害関係のある方(1人10分以内)

計画案の縦覧・申出書の配布場所 (7月1日(水)～15日(水)) 東京都都市整備局都市計画課、台東区役所5階⑤番都市計画課(都HPからダウンロード可)
申出方法 公述申出書を7月1日(水)～15日(水)(必着)までに下記問合せ先へ郵送

※申出多数の場合は意見要旨等を考慮し選定
公聴会
日時 8月20日(木)午後7時、21日(金)午後2時、7時
場所 東京都庁第一本庁舎大会議場
傍聴定員 100人程度(申込不要・先着順)
 ※都市計画区域の整備、開発及び

保全の方針については、縦覧期間中、都HPでも意見募集を実施
問合せ 東京都都市整備局都市計画課 **TEL** (53888) 3225

子育て・教育

育児相談

新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間中止または内容を一部変更して個別での相談のみ実施します。最新の情報は左記問合せ先へ確認してください。保健師による電話相談は、いつでも受け付けています。

1〜3か月の育児相談(予約制)

日程 ①7月21日(火) ②22日(水)
時間 午後1時30分～3時30分

内容 身体測定・保健師等の相談
持ち物 母子健康手帳
 ※発熱等の風邪症状がみられる時には来所を控えるようお願いいたします。

場所・問合せ
 ①浅草保健相談センター
TEL (3844) 8172
 ②台東保健所保健サービス課
TEL (3847) 9497

子育て心理相談(予約制)

日程 ①7月15日(水) ②28日(火)
時間 午前9時30分～11時30分(1人30分程度)

対象 区内在住で就学前までの子供を育てている方
場所・申込み・問合せ
 ①浅草保健相談センター
TEL (3844) 8171
 ②台東保健所保健サービス課
TEL (3847) 9497